

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(総則)

第1条 重度障害者等の就労の機会の拡大を図ることを目的として、雇用施策と福祉施策が連携して通勤や職場等における支援を実施する横須賀市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）についてはサービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護のいずれかについて、本市により法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者をいう。
- (2) 企業 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する助成金の対象となる事業主をいう。
- (3) 自営業者等 企業で雇用される者、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者であって、重度訪問介護等の利用に当たって経済活動を理由に重度訪問介護等の利用ができない時間があるものをいう。
- (4) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にするために企業及び企業に雇用される者並びに自営業者等が主体となって作成する計画書をいう。
- (5) 指定事業者 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う者であって、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの指定を受けた事業所をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市内に住所を有する18歳以上の重度障害者等であって、次のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の

もの又は1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できるもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。

(2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めたもの。ただし、当該自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上を基本とする。

(3) 本市が法の規定による援護の実施者となる者であって、市外に住所を有する者のうち、第1号又は前号に該当するもの

(支援対象範囲)

第4条 前条第1項第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援及び職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分を含む。）であって、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

2 前条第1項第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援及び職場等における支援に関し関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(利用時間)

第5条 職場等における支援の利用時間は、1日につき8時間、かつ1週間につき40時間の範囲内において市長が必要と認める時間とする。

2 通勤支援の利用時間は、通勤に要した時間の範囲内において市長が必要と認める時間とする。

(利用の申請)

第6条 本事業の支給を受けようとする重度障害者等は、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類の内容を

確認することができるときは、その添付を省略することができる。

(1) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていることを示す障害福祉サービス受給者証の写し

(2) 支援計画書

(3) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）

(4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（支給決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 支給決定の有効期間は、前項による支給決定日から当該日の属する年度の末日までの範囲内において市長が定めるものとする。

3 本事業の提供を受けようとする重度障害者等（以下「受給者」という。）は、サービス提供を行う指定事業者に第1項の通知書を提示しなければならない。

（変更申請）

第8条 受給者は、支給決定の内容を変更しようとするときは、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更申請書（第3号様式）に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 第6条及び前条の規定は、前項の変更申請について準用する。この場合において、支給決定期間満了日は変更前の支給決定期間満了日とする。

（変更支給決定等）

第9条 市長は、前条の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 変更の支給決定を受けようとする受給者は、サービス提供を行う指定事業者に前項の通知書を提示しなければならない。

（支給決定の更新の申請）

第10条 受給者は、本事業の継続利用を希望するときは、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の支給決定の更新の申請について準用する。この場合において、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とす

る。

(利用終了の届出)

第11条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業終了届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者が市外へ転出し、他市が援護の実施者となったとき。
- (3) 受給者が退職又は休職するとき。
- (4) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本事業の利用の必要がなくなったとき。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。
- (3) 受給者が市外へ転出し、他市が援護の実施者となったとき。
- (4) 申請に際し虚偽等不正行為が認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したとき（第2号に該当する場合を除く。）は、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業支給決定取消通知書（第6号様式）により受給者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に事業費が支払われているときは、受給者又は指定事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(サービス提供の事業者の体制等)

第13条 指定事業者がサービス提供するに当たっては、指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）に定める運営に関する基準と同等の運営体制を確保するものとする。

2 指定事業者は、受給者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について横須賀市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（第7号様式）を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(サービス提供の従事者)

第14条 サービス提供の従事者は、指定事業者に雇用されている者のうち重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事している者でなければならない。

2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際には、その身分を示す証明書を携行し、当該受給者又は企業から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中は、その業務に専念しなければならない。

(サービスの利用)

第15条 受給者は、本事業に基づくサービスの提供を受ける場合は、指定事業者と契約を締結するものとする。

(事業費の支給額)

第16条 市長は、受給者が支給決定の有効期間内に指定事業者から本事業に基づくサービスの提供を受けたときは、当該受給者に対し、重度障害者等就労支援特別事業費（以下「本事業費」という。）を支給する。

2 本事業費の額は、1月につき、別表第1に定める所定単位数に、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定される単価を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から別表第2に定める利用者負担額を控除して得た額とする。

3 本事業費は、市長が指定事業者に直接支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し本事業費の支給があったものとみなす。

(利用者負担額の受領)

第17条 指定事業者は、サービス提供を行ったときは、別表第2に定める利用者負担額を受給者から受領するものとする。

2 指定事業者は、受給者から利用者負担額を受領したときは、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

(事業費の請求)

第18条 指定事業者は、本事業費を請求するときは、サービス提供が行われた日の属する月の翌月10日までに横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費請求書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1) 横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費請求明細書（第9号様式）

(2) 横須賀市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（第7号様式）の写し

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求が行われた日から30日以内に、指定事業者に本事業費を支給するものとする。

3 指定事業者は、前項の規定による支給を受けたときは、当該受給者に対し、本事業費として市長から受領した額を通知しなければならない。

（報告等）

第19条 市長は、本事業費に関して必要があると認めるときは、受給者又は指定事業者若しくはこれらであった者に対し、事業の報告又は関係書類の提示若しくは提出を命じて事情聴取等の必要な調査を行うことができる。

（費用の返還）

第20条 市長は、受給者又は指定事業者が、虚偽その他の不正な手段により本事業費の支給を受けたことが判明した場合は、当該受給者又は指定事業者若しくはこれらであった者に対し、支給額に相当する額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（秘密の保持）

第21条 指定事業者は、管理者及び従事者等が、正当な理由なくその業務上知り得た受給者及びその家族の個人情報又は受給者の就労先及びその関係機関に係る情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、管理者及び従事者等の退職後においても前項の規定が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

（その他の事項）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第16条第2項関係）

重度障害者等が支給決定を受けている障害福祉サービス	単位数
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）（以下「報酬告示」という。）別表第2の1のイ及び別表第2の2に規定する重度訪問介護サービス費の単位数
同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位数
行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位数

備考 重度障害者等が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位数の最も大きい障害福祉サービスを適用する。

別表第2（第16条第2項及び第17条関係）

受給者の区分	負担上限月額
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）（以下「施行令」という。）第17条第1項第1号に該当する者	37,200円
2 施行令第17条第1項第2号に該当する者	9,300円
3 施行令第17条第1項第4号に該当する者	0円

備考 当該月の基準額の100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。

第1号様式（第6条関係）

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

重度障害者等就労支援特別事業費の支給を受けたいので、横須賀市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第6条の規定により申請します。

受給者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
給者	住所	(郵便番号 —) 横須賀市		
	電話番号			
支給決定の障害福祉サービス		重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護		
障害支援区分	有 ・ 無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
利用中のサービスの内容等				
希望する支援の内容				
備考				

第2号様式（第7条関係）

年 第 号
月 月 日

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給申請について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

受 給 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
住 所	(郵便番号 —) 横須賀市			
利用者負担上限月額				
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
決定の内容				

却下理由	
------	--

第3号様式（第8関係）

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費の支給決定内容の変更を受けたいので、以下のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	(郵便番号 —) 横須賀市		
	電 話 番 号			
変 更 事 項				
変 更 内 容		変 更 前		
		変 更 後		
変 更 理 由				

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費支給決定変更申請について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

受 給 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
住 所	(郵便番号 —) 横須賀市			
利用者負担上限月額				
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
決定の内容				

却下理由	
------	--

第5号様式（第11条関係）

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業終了届

年 月 日

（あて先）横須賀市長

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業の終了について、下記のとおり届出します。

受給者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	（郵便番号 — ） 横須賀市		
	電話番号			
支給決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
受給終了日				
終了する理由				
備考				

第 6 号様式（第 12 条関係）

年 第 月 号
日

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業支給決定取消通知書

様

横須賀市長

印

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第 12 条の規定により、次の者の
利用決定を取り消したので通知します。

受 給 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	(郵便番号 —) 横須賀市		
支給決定取消理由				

横須賀市重度障害者等就労支援特別事業費請求書

(請求先) 横須賀市長

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

内訳

		年	月分			
請求費名			明細書件数	金額		
重度障害者等就労支援特別事業費						
合計						

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求事業者

住所
名称

職名
氏名

電話番号

口座振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合		支店名	本店 支店
金融機関コード		—		
預金種別	普通・当座	口座番号		
口座名義人 (フリガナ)				
口座名義人 (漢字)				

